

SDGsのための国際貢献と
国際連帯税を考えるシンポジウム
国際連帯税の意義と未来

The International Solidarity Levy:
its meaning and future

2018年7月26日

金子文夫

Fumio KANEKO

会場：衆議院第一議員会館

プロフィール

Profile

博士（経済学）、東京大学

Ph.D., Economics, University of Tokyo

横浜市立大学名誉教授

Professor Emeritus, Yokohama City University

中央学院大学教授

Professor, Chuo Gakuin University

国際経済史専攻

Major in International Economic History

グローバル連帯税フォーラム代表理事

Co-representative, Forum for Global Solidarity Tax

はじめに

Introduction

1. 国際連帯税の意義 The meaning of the International Solidarity Levy
2. SDG s に必要な資金量 Necessary amount of money for SDGs
3. 国際連帯税の歴史 History of the International Solidarity Levy
4. 日本での取り組み Movement for the International Solidarity Levy in Japan
5. 実施中の方法—航空券連帯税 ISL in implementation: the Air Ticket Levy
6. 検討中の方法—金融取引税 ISL in preparation: the Financial Transaction Tax
7. 国際連帯税の可能性 Possibilities of the International Solidarity Levy

1. 国際連帯税の意義（1）

The meaning of the International Solidarity Levy (1)

* 21世紀 = グローバル社会の形成

21st century = the formation of global society

- ・ 国境を越えるヒト、モノ、サービス、カネ、企業、情報
- ・ 国家を超えたグローバル空間、領域、社会の形成
- ・ 地球規模での開発、経済成長、富の蓄積

* グローバル社会の負の側面

Negative aspects in global society

- ・ 地球規模での環境破壊
- ・ 開発の裏側で生じた貧困と格差
- ・ 国境を越える感染症の頻発
- ・ グローバル・マネーが引き起こす金融危機の連鎖

1. 国際連帯税の意義（2）

The meaning of the International Solidarity Levy (2)

* グローバル社会を支える制度設計

System design for global society

- ・ グローバル社会の受益者に応分の負担
責任意識の共有
- ・ グローバルな格差に対する富の再分配
- ・ ODAの限界一量の不足、不安定性
国益・経済開発優先

1. 国際連帯税の意義（3）

The meaning of the International Solidarity Levy (3)

* グローバル社会と国際連帯税

Global society and the International Solidarity Levy

- ・ 社会と税の3層構造 地域社会—地方税 国家社会—国税
グローバル社会—国際連帯税
- ・ 国際連帯税の3要件 ①国境を越える活動に課税
②税収はグローバル社会の課題に充当
③税の管理は国際機関（または主権国家）
- ・ 「税金は文明社会への対価」（オリバー・ホームズ米最高裁判事）
「国際連帯税はグローバル社会への対価」

1. 国際連帯税の意義（4）

The meaning of the International Solidarity Levy (4)

* 国際連帯税のカテゴリー

Category of the International Solidarity Levy

- ・ 国際輸送課税—航空券連帯税、船舶利用税
航空輸送税、海上輸送税
海峡税（地球公共財利用税）
- ・ 国際取引課税—通貨取引税、金融取引税
電子商取引税、インターネット利用税
武器輸出税
- ・ 地球環境課税—炭素税
- ・ 多国籍企業課税—グローバル企業法人税
- ・ 超富裕層課税—グローバル資産税

2. SDGsに必要な資金量（1）

Necessary amount of money for SDGs (1)

* ベーシック・ヒューマン・ニーズ達成に要する資金（年間）

Amount of money necessary for Basic Human Needs

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ① 極度の貧困の根絶 | 660億ドル |
| ② 国際保健の改善 | 1000億ドル（下記内訳の相互の影響を考慮） |
| - 母子保健、性と生殖の健康 | 333億ドル |
| - エイズ・結核・マラリア対策 | 260億ドル |
| - 顧みられない熱帯病対策 | 340億ドル |
| - グローバル・ヘルス・ケア | 370億ドル |
| ③ 初等・中等教育の普及 | 380億ドル |
| ④ 食料安全保障 | 502億ドル |
| ⑤ 安全な水と衛生 | 268億ドル |
| 合計 | 年間 2 8 1 0 億ドル |

2. SDGsに必要な資金量(2)

Necessary amount of money for SDGs (2)

* 気候変動対策に要する資金(年間)

Amount of money to cope with climate change

緩和策 CAN 600億~IEA 1兆1000億ドル

適応策 UNFCCC 490億~UNEP 5000億ドル

合計 1090億~1兆6000億ドル

途上国が要する資金は半分と仮定すると 545億~8000億ドル

(以上、第二次寺島委員会報告書による)

* UNCTADの試算—SDGsに要する資金は年間2.5兆ドル

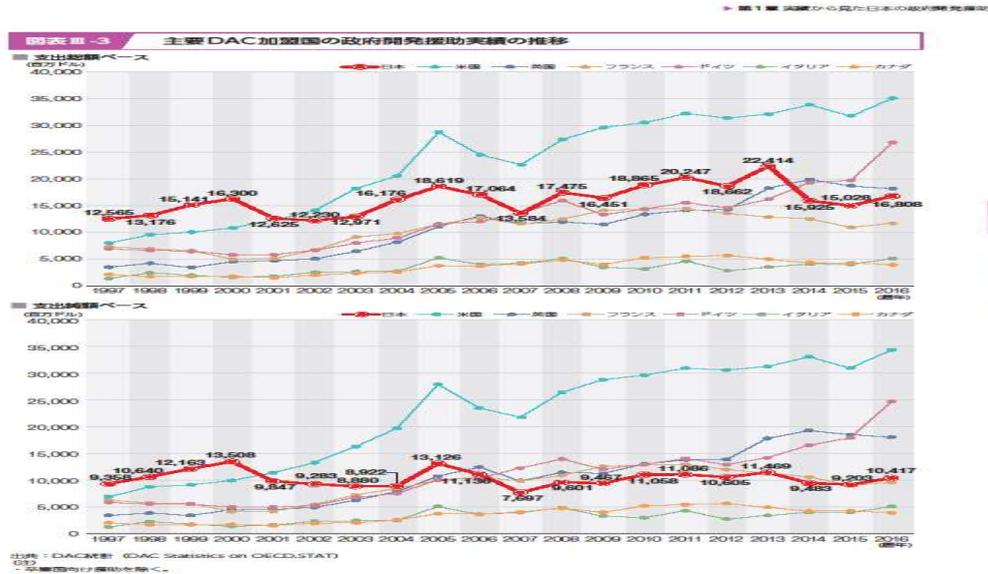
* ODAの実績(OECD統計) The results of ODA

全供与国 2007年 1222億ドル 2017年 1776億ドル

OECD-DAC 1050億ドル 1466億ドル

日本 77億ドル 115億ドル

外務省『開発協力白書』2017年版



3. 国際連帯税の歴史（1）

History of the International Solidarity Levy (1)

* 通貨取引税（トービン税） the Currency Transaction Tax (Tobin Tax)

- 1970年代、ジェームズ・トービンの通貨取引税提案
為替相場の投機的な急変動を抑制する目的
税収目的ではない
- 1990年代、UNDP（国連開発計画）、通貨取引税に注目
通貨取引量の拡大、税収を開発の財源に
- 1997～98年、アジア通貨危機
社会運動組織 ATTAC（市民のために金融投機に課税を求める
アソシエーション）の結成、投機抑制のための通貨取引税
- 2002年、世界社会フォーラム（ポルトアレグレ）
パトマキ、デニス「通貨取引税条約草案」
投機抑制、税収、民主的な国際税収管理機関

3. 国際連帯税の歴史（2）

History of the International Solidarity Levy (2)

* MDG s のための革新的な開発資金調達メカニズム

Innovative development financing mechanisms for MDGs

- 2000年、国連ミレニアム宣言⇒MDG s 設定
関係委員会での財源検討—多国籍企業収益税、通貨取引税、
航空輸送税、二酸化炭素排出税、インターネット利用税
- 2002年、モンテレー、国連開発資金会議
- 2004年、フランス、ランドー委員会報告
通貨取引税、証券取引税、環境税、航空輸送税
海上輸送税、地球公共財利用税（海峡通行税等）
武器売上税、多国籍企業税

3. 国際連帯税の歴史（3）

History of the International Solidarity Levy (3)

* リーディング・グループの結成

The establishment of the Leading Group

2005年、国連ミレニアム+ 5 総会、フランス、ブラジル、チリ、スペインなど、国際連帯税実施の呼びかけ

2006年、フランス、「連帯とグローバルイゼーション：革新的開発資金メカニズムに関するパリ会議」開催

革新的開発資金に関するリーディング・グループ結成

38カ国⇒60カ国

航空券連帯税実施へ

2007年～ リーディング・グループ総会の開催

タスクフォース設置—不正な資金フロー（タックスヘイブン等）
通貨取引税

4. 日本での取り組み（1）

Movement for the International Solidarity Levy in Japan (1)

* 市民運動 A grass-roots movement

2004年、オルタモンド発足

リーディング・グループ総会への参加

2009年、アシスト発足

2011年、国際連帯税フォーラム発足

グローバル連帯税フォーラムに改称

* 国会議員連盟 The league of a member of the Diet

2008年、国際連帯税創設を求める議員連盟設立

政府にリーディング・グループ参加を要請

税制改正への取り組み

* 国際連帯税推進協議会（寺島委員会） The propulsion committee on ISL

2009年、第一次委員会発足⇒2010年、政策提言の報告書

2014年、第二次委員会発足⇒2015年、第二次報告書

4. 日本での取り組み（2）

Movement for the International Solidarity Levy in Japan (2)

* 日本政府 Japanese Government

2010年、リーディング・グループ参加

リーディング・グループ東京総会開催

2012年、「社会保障・税一体改革法」成立

第7条第7項「国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること」

外務省、毎年税制改正の要望提出

2016年、外務省、国際連帯税の制度設計について日本総研に調査

委託「国際連帯税を導入する場合のあり得べき制度設計等に関する研究会」設置⇒2017年、報告書

5. 実施中の方法—航空券連帯税（1）

ISL in implementation: the Air Ticket Levy (1)

* 航空券連帯税の理念 The principles of the Air Ticket Levy

航空旅客（グローバル社会の受益者）がグローバル化の負の影響（感染症の拡大等）に対して一定の負担をする(責任を果たす)

* 航空券連帯税の要件 The conditions of the Air Ticket Levy

①国際線航空券に課税（出国時に低額を徴収）

②使途は国際保健・医療分野（より広い分野も可能）

③税収の管理は政府

一定割合を国際機関UNITAID（国際医薬品購入ファシリティ）に拠出

5. 実施中の方法—航空券連帯税（2）

ISL in implementation: the Air Ticket Levy (2)

* 航空券連帯税の税収見込み Revenue estimate for the Air Ticket Levy

- ・日本からの出国者（日本人、外国人）、年間4000万人
1人1000円とすると400億円
- ・出国税（国際観光旅客税）、1人1000円、導入決定
- ・その半分会をまわすと200億円の税収

* 航空券連帯税の使途 Uses for the Air Ticket Levy revenue

- ・国際保健・医療分野に充当
- ・国際機関UNITAIDは医薬品の開発・購入・供給、診断技術の向上支援など、主に三大感染症（エイズ、マラリア、結核）対策に資金投入
- ・UNITAIDには、航空券連帯税を実施していないイギリス、ノルウェー、ブラジル、スペインなども拠出

5. 実施中の方法—航空券連帯税（3）

ISL in implementation: the Air Ticket Levy (3)

* 航空券連帯税の実施国 Implementing Countries of the Air Ticket Levy

フランス、チリ、韓国、カメルーン、コンゴ共和国、マダガスカル、マリ、モーリシャス、ニジェール、モロッコ、ブルキナファソ、ベナン、コートジボアール、ガボン

* 航空券連帯税の限界 Limitations on the Air Ticket Levy

- ・参加国が増えない—すでに航空旅客に各種課税をしている国が多い
- ・資金規模が小さい

* 日本が導入する場合 In case Japan implements the Air Ticket Levy

- ・アンケートでは賛成約75%（日本総研報告書、2017年2月）
- ・国際観光旅客税との調整が課題

6. 検討中の方法—金融取引税（1）

ISL in preparation: the Financial Transaction Tax (1)

* リーマンショックと金融規制 [the Lehman Shock and the financial regulations](#)

- 2008年、リーマンショック⇒世界金融危機
- G20サミット開催⇒金融規制の合意
- IMFによる金融機関負担の手法整理
 - ①資産・負債規模に応じた金融安定負担金
 - ②金融取引税
 - ③利潤・報酬への課税（金融活動税）

* アメリカ、オバマ政権の金融規制策

[U.S.: Obama regime's financial regulations](#)

- ドッド・フランク法制定—投機的金融ビジネスの規制など

6. 準備中の手法—金融取引税（2）

ISL in preparation: the Financial Transaction Tax (2)

* EU、欧州債務危機から金融取引税提案へ

[EU: from a debt crisis to proposals for the FTT](#)

- 2010年、ギリシャの債務不履行問題⇒債務・ユーロ危機
- 2011年9月、欧州委員会、金融取引税導入のEU指令案提示
—イギリスなどの強い反対、EU全体での導入は無理
- 2012年10月、欧州委員会、11カ国によるFTT導入を承認
フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー
ギリシャ、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、エストニア
（後にエストニアが離脱）
- 2012年12月：欧州議会、11カ国によるFTT導入案採択
- 2013年1月：EU財務相理事会、11カ国によるFTT了承
- 以後、技術的問題、金融業界の反対、各国政府の意図のズレなどから、現時点で実施には至っていない

6. 準備中の手法—金融取引税（3）

ISL in preparation: the Financial Transaction Tax (3)

* EU金融取引税の特徴（1） Features of the EU FTT (1)

- ・ 目的—加盟国の財政再建への寄与（金融業救済の見返り）
EUレベルでの既存税制の調整、投機的取引の抑制
地球規模課題への拠出は主たる目的とされていない
- ・ 課税対象、税率—株式、債券取引に0.1%
デリバティブ取引に0.01%課税
- ・ 納税者は居住地原則—非導入国の金融機関も導入国
金融機関と取引した場合納税義務
- ・ 対象商品は発行地原則—導入国内で発行した金融商品の
取引に時期・場所を問わず課税

6. 準備中の手法—金融取引税（4）

ISL in preparation: the Financial Transaction Tax (4)

* EU金融取引税の特徴（2） Features of the EU FTT (2)

- ・ 税収の管理—加盟国政府、EU
- ・ 税収—年間350億ユーロ
- ・ 使途・配分—未定
- ・ 欧州FTTは、目的、課税対象からみて国際連帯税そのもの
ではないが、部分的に国際連帯税の要件を備えており、
通貨取引への課税、地球規模課題への使途拡大など、
国際連帯税に発展する可能性をもつ
- ・ フランス、ドイツ、ベルギーの開発大臣、地球規模課題に
一定割合拠出を要請
- ・ UNITAID理事長、税収管理機関となる意図を表明

6. 準備中の手法—金融取引税（5）

ISL in preparation: the Financial Transaction Tax (5)

* 金融取引税の先行導入 The preceding implementation of the FTT

- ・ 2012年8月、フランス、独自の金融取引税導入
 - フランス本社の大企業（時価総額10億€超）の株式購入に0.1%課税
 - 高頻度取引における注文の取消・変更に0.01%課税
 - ソブリンリスクに関わるネイキッドCDS取引に想定元本の0.01%課税
 - 税収の10%を地球規模課題に充当
- ・ 2013年3月、イタリア、独自の金融取引税導入
 - イタリア国内株式（時価総額5億€超）の取引
買い手に課税、税率は原則0.2%
 - 9月、高頻度取引に課税0.02%

6. 準備中の手法—金融取引税（6）

ISL in preparation: the Financial Transaction Tax (6)

* EU金融取引税の意義 The meaning of the EU FTT

- ・ 1国単位の金融取引税は多数の事例があるが、EU金融取引税は、複数国（10カ国）が同時に共同導入し、広範囲の金融商品取引に包括的に課税する点で画期的
- ・ 導入国以外の金融機関にも課税される
- ・ 税収を加盟国とEUが分け合う共通税という点でも注目すべき意義
- ・ 課税回避はありうるが、回避コストは納税コストを上回る可能性

7. 国際連帯税の可能性（1）

Possibilities of the International Solidarity Levy (1)

* グローバル社会を支えるガバナンスの必要

Global governance is needed to support global society

- ・ 従来の国連、国際機関は主権国家優位のシステム
- ・ 主権国家体制と並行して、グローバル・ガバナンスを構築する時代

* 主権国家の枠を越える国際連帯税の必要性と可能性

a necessity and possibility of ISL beyond sovereign state system

- ・ 補完性原理の有効性（国税と国際連帯税の棲み分け）

7. 国際連帯税の可能性（2）

Possibilities of the International Solidarity Levy (2)

* グローバル・ガバナンスの萌芽

The germination of global governance

- ・ SDGsへの取組み
- ・ 気候変動に関するパリ協定
- ・ OECD/G20のBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト
多国籍企業に対するユニタリータックスの基盤形成
（タックスヘイブンによる租税回避1000～2400億ドルの捕捉）
- ・ EUの共通財政・税制への取組み
IT多国籍企業への規制・課税

7. 国際連帯税の可能性（3）

Possibilities of the International Solidarity Levy (3)

* 期待される日本の取組み Japan is expected on this issue

- ・ 覇権構造の変容
 - 米国、国際主義から1国主義へ転換
 - 米中2極体制の不安定性
- ・ 日本と欧州の連携
 - グローバル社会の制度設計をリードする役割
 - G20サミットにおける公的資金動員の議論は低調
 - 2019年G20大阪サミットは連帯税提起の絶好の機会
 - 河野外務大臣のイニシアチブに期待
- ・ 国際連帯税を通じた
 - グローバル・ガバナンスの新たなステージ

おわりに

Conclusion

「税金は文明社会への対価」

「国際連帯税は

グローバル社会への対価」

参考資料

References

国際連帯税推進協議会『環境・貧困・格差に立ち向かう国際連帯税の実現をめざしてー地球規模課題に対する新しい政策提言ー』（第一次寺島委員会報告書）2010年9月

グローバル連帯税推進協議会『持続可能な開発目標の達成に向けた新しい政策科学ーグローバル連帯税が切り拓く未来ー』（第二次寺島委員会報告書）2015年12月

日本総合研究所『国際連帯税を導入する場合のあり得べき制度設計及び効果・影響の試算等』2017年2月

外務省『開発協力白書』2017年版、2018年2月